

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文 書 分 類		保存期間	30、10、5、3、1 年
会 議 の 名 称	令和8年第6回桜川市教育委員会定例会		
開 催 日 時	令和8年6月23日（火） 午後 3時00分開会 午後 3時20分閉会		
開 催 場 所	真壁庁舎 3階 3310会議室		
出 席 者	（委員出席者氏名） 教 育 長 市村 志保 教育長職務代理者 宇佐美 徹 委 員 舘野 仁一 委 員 小林 源洋 委 員 小島 香織 （説明の出席者職・氏名） 学 校 教 育 課 長 栗山 美津江 教 育 指 導 課 長 渡辺 宏之 生 涯 学 習 課 長 谷嶋 純子 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 廣澤 伸一 次 長 兼 文 化 財 課 長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 保坂 理恵		
議事録署名人	小林 源洋 委員		
会 議 内 容	・議案第19号 桜川市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則（案）について（文化財課）		
会議録作成方針	要点記録		
情報の公開可否	㊦・否 不開示理由（部分開示を含む）		

会 議 内 容 (審議内容・審議経過・結論等)	
市村教育長	ただいまから令和８年第６回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。 本日の出席者は私を含めて５名です。定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。 【 議事録署名人の選任 】 それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、小林 源洋 委員をお願いします。 【 議事 】 本日の会議に提案されている案件は、議案１件です。よろしくお願いいたします。 議案第１９号「桜川市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」文化財課より説明願います。
寺崎次長兼文化財課長	(資料により説明)
市村教育長	説明が終わりました。私から質問させていただきます。
市村教育長	現行の第６条 条例第７条（８）「電気通信事業法第１２０条第１項」に該当する部分は、携帯電話の鉄塔は、入って<i>い</i>なかったという認識でよろしいでしょうか。
寺崎次長兼文化財課長	お見込みのとおりです。
市村教育長	改正案は、携帯電話の鉄塔を建てるのに許可が必要になるのでしょうか。
寺崎次長兼文化財課長	いえ、改正案は許可が不要になります。現行は許可を要しないと建てられませんでした。改正案は、許可を要せずに建てられるようになります。それにより５Ｇを推進しやすくなりました。

市村教育長	同じく、（８）電気通信事業法の中で、「その支持物を含む」とはどのような意味でしょうか。
寺崎次長兼文化財課長	鉄塔を建てる際に、その鉄塔を倒れないように支える鉄塔の付帯設備のことです。この付帯設備も含むという意味です。
市村教育長	ほかに質問はございますでしょうか。
館野委員	これまでは許可が必要でしたが、改正案により許可なく建てられるようになる中で、維持管理はどのように考えていらっしゃいますか。
寺崎次長兼文化財課長	改正案では許可は不要になりますが、基本的には通知行為のため、通知を受けて事務処理に当たります。よほど課題があるような場合には、 、 どういう経緯でそこに建てることになったのか地域住民の入った伝建審議会の委員に対してはお知らせをしていきます。また、このような事業を手掛ける会社は大きなインフラ事業者になるため、市民の大反対を押し切って進めていくことは想像しがたいと考えております。
市村教育長	その他に発言がありませんので、採決に入ります。 議案第１９号「桜川市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則（案）について」は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
市村教育長	ご異議がありませんので、議案第１９号は原案のとおりといたします。 それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。

会議の正なることを証します。

令和 年 月 日

教育長

議事録署名人
教育委員